

官報

号外

昭和二十七年二月十六日

第十三回衆議院會議録第十一号

昭和二十七年二月十六日(土曜日)

議事日程 第十一号

午後一時開議

第一 皇室経済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く皇林閣議諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件
帝國議會開設以来の在職議員尾崎行雄君に対し院議をもつて重ねて功勞を表彰することとし、その文案の起草は議長に一任するの件(議長発表)

議員諸般の件
日程第一 皇室経済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四十一分開議

○議長(林義雄) これより会議を開きます。

帝國議會開設以来の在職議員尾崎行雄君に対し院議をもつて重ねて功勞を表彰することとし、その文案の起草は議長に一任するの件(議長発表)

○議長(林義雄) お語りいたしました。本院議員尾崎行雄君は、帝國議會開設以来統制して本院に議席を占め、當選二十四回、在職までに六十年、その間憲政のために盡せられたる功勞に対し、特に院議をもつて重ねて表彰したいと存じます。なおその表彰文案の起草は議長に一任されたいと存じます。この議長発表に御異議ありませんか。

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

十年ニ垂ツトシ世界ニソノ類例ヲ見ズノ間君ガ民意ノ伸張ト公論ノ啓発トニ努メ力ヲ盡クシテハ國民ノ敬信ヲ以テ至宝トナスコトナリ今ヤ

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました(拍手)

ため議決するにつき、二月十八日から三月二十五日まで三十七日間諸般の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(林義雄) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

第一 皇室経済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林義雄) 日程第一、皇室経済法の一部を改正する法律案、日程第二、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。内閣委員理事青木正君。

皇室経済法の一部を改正する法律案

皇室経済法の一部を改正する法律案

皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二條 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに國會の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜與することが出来る。

一 相當の對価による売買等通常の私的經濟行為に係る場合

二 前号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜與又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

第六條を次のように改める。

第六條 皇室費は、皇室としての品位保持の資に充てるために、年額が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇室であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇室が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

前項の場合において、皇室が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室經濟會議の議を経ることを要する。

年額による皇室費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四條第一項に規定する皇室以外の各皇室に対し、毎年これを支出するものとする。

一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相當額の金額とする。

二 前号の親王の妃に対しては、

一〇七

昭和二十七年三月三十一日
第三編 憲法 第三編 第三編

昭和二十七年二月十六日 衆議院會議録第十二号 議員尾崎行雄君表彰の件 議員諸般の件 皇室経済法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十七年二月十六日 衆議院會議第十二号 皇室經濟法の一部を改正する法律案外一件

定額の二分の一に相当する額の金額とする。

三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ各前号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

攝政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。

同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものとする。

皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。

皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室經濟會議の議を経て定める金額とする。

一 皇室典範第十一條、第十二條及び第十四條の規定により皇族

の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額

二 皇室典範第十三條の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

第四條第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

第四條第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

第十一條第三項中「大蔵次官」を「大蔵事務次官」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際既婚者たる親王は、改正後の皇室經濟法第六條第三項の適用については、独立の生計を営む親王とみなす。

3 この法律施行の際未婚者たる親王又は内親王は、改正後の皇室經濟法第六條第三項の適用については、独立の生計を営まない親王又は内親王とみなす。

皇室經濟法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 法第二條第二号の一定額額は、左の各号による。

一 天皇及び法第四條第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜與の価額は三百七十万円、講受の価額は百二十万円で算する。

二 前号以外の皇族については、賜與及び講受の価額は、それぞれ十五万円で算する。

第三條から第六條までを次のように改める。

第三條から第六條まで 削除

第七條中「二千九百万円」を「三千万円」に改める。

第八條中「七十三万五千円」を「百四十万円」に改める。

本則中第九條の次に次の一條を加える。

第十條 法第六條第三項及び第四項の皇族費は、年度の途中において、これを支出する事由が生じたとき、又はこれを支出することをやめる事由が生じたときは、当該事由が生じた月を含めて、年額の月割計算により算出した金額を支出する。

前項の場合において、同一月に支出することとやめる事由と同時期に新たに支出する事由が生じたときは、その月の月割額は、その多額のものによる。

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔資本正君等項〕

○資本正君 たいまは議題となりまし

た同法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず皇室經濟法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案のおもなる事項は二点でありまして、その第一は、皇室がなす財産の授受の制限額に関するものであります。すなわち、皇室がなす財産の授受のうち、皇室經濟法第二條に定めるところは、その都度國會の議決を要しないことに相なっておりますが、過去の實際に徴しますと、個々の場合に對する制限は必要がありませんので、

で、これを廃して、國會の議決を要することなく一年間に授受できる総額額について制限を設けようとするものであります。

第二は、皇族費の支出額を實際に即するように改訂しようとするものであります。その一は、皇族が初めて独立の生計を営まれる際に、その品位保持の資に充てるため、臨時の費用として一時金額を支出することであり、その二は、年額により支出する皇族費の算出基準額が、従来未婚、既婚、成年、未成年の別になつておりましたのを、宮中に御生計を分離しておられる実情に沿うよう、皇族が独立の生計を営むか否かをもつて算出の基準とするものであり、その三は、独立の生計を営む皇族に対する年額を増額することに伴ひ、皇族の身分を離れる際に支出する一時金額及び攝政に對する増加年額について、それ／＼その支出率を低減することにあります。

次に皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案のおもなる事項は三点であります。その一は、たいまは御報告申し上げました皇室經濟法第二條の改正に伴うものであります。すなわち、國會の議決を要することなく皇室がなし得る財産の賜與及び講受の一箇年間の総額額をそれ／＼三百七十万円及び百二十万円で限定するほか、不要となる規定を整理しようとするものであり、

その二は、内廷費及び皇族費年額の差額が逐年増額せられて、現在それぞれ二千九百万円及び七十三万円と相なつておりますが、今回、経済その他の情勢にかんがみまして、それ／＼三千万四千及び百四十万円に増額しようとするものであり、その三は、年額により支出する皇族費について、支出または支出を中止する事由が年度の半ばにおいて生じた場合の算出方法を明らかにしようとするものであります。

同法案は、二月五日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行ひ、二月十三日、討論採決の結果、同法案とも多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林虎造) 討論の通告があり、これを許します。今野武雄君。

(今野武雄君登壇)

○今野武雄君 日本共産党といたしましては、勤労国民の立場からいたしまして、現行の皇室経済法並びに同施行法に対しても反対なのであります。が、今回の改正はさらにこれを改悪するものではないかと、なおさら反対するものであります。

反対理由の第一は、戦争の結果、現在多数の国民が非常な困難な状態に陥つてゐる。国民の人命と家が失われ、しかもこの戦後の占領下においては、歴代政府、特にこの吉田政府の反動的な、帝国的な政策によつて、国民の利益が、

益がまったく顧みられない。そして国民の生命と自由が重大な脅威にさらされ、町には自殺者、倒産者が絶出してゐるのであります。またパンパンがどこにもあふれてゐる。こういうような状態では、教育もまた崩壊状態にあることは御承知の通りであります。このように国民の品位を保つことが困難になつてゐるのに、天皇並びに皇族の品位を保つためと称して、たとえば天皇の生活と体面を保つだけのために、全国にわたつて実に七百八十万坪の国有地と、五万二千二百坪の国有建築物を無料で天皇家に貸與してゐるのであります。そして、その管理のためには多額の国費を費して、多数の公務員を使用しておることは、戦争に對して第一に——を負わなければならない天皇としては、まことに——な次第といわなければならぬことだと思つてゐるのであります。

しかも、このような膨大な国有財産を独占してゐる結果といたしまして、多額の生活費が必要である。そのため、占領下の生活にあぐら国民から取上げた血税の中から、多額の国費を内廷費として支出いたしまして、今聞かれを三千万円に増額しようとしてゐるのであります。一般の国民が生活に困つて、そうして生活困窮のために生活補助を願ひ出る、その生活保護費は、五、六人の家族に對してしても月二、三千万円にすぎない。ところが、天皇家

だつてやはり五、六人しか人数がいらないのに、その一家に對しては三千万円も国庫から補助する、しかも兩親してゐる国民の税金から補助するといふのは、いかにもこれはつり合ひのとれないことで、ばかげたことであります。国民生活の現状をまったく無視したものであります。これでは天皇は国民の象徴といふようなことを言うけれども、国民の寒態から考えれば、まったくこれば——の象徴であるといわなければならぬ。また天皇家はかりでなく、各宮家の生活補助費としても一人百四十万円を出すといふことは、まったくばらばらなことであります。

特にわれ／＼といひましたしては、天皇の名において戦争にかり出されて、そして戦死したたくさんの方士の遺族、遺族、並びに現在町にさまよつてゐるあの傷病兵たち、この人たちが、やはり天皇の名において約束されたこと、つまり生活の保障、こういうものが約束されてゐるのに、それを全然実行してゐない。そうしてしかも政府は御體面代を差上げる、こういうようなことをやつて、これをこまかそうとしてゐる。この重大な生活上の約束をこまかそうとしてゐる。

こういう際、われ／＼国民の一人一人として、まったく憤慨にたえないものがあるものであります。われ／＼は、だからして、天皇並びに皇族に對する扶助は、この遺族やあるいは傷病兵に對する約束が完全に実行されるまでは、ただちに打ち切るべきである、こういう見解を持つものであります。

また第三の反対の理由といたしましては、最近天皇を道徳の中心にしようといふことや、あるいは方々に派遣して、再び天皇を神聖化して、これを国民の象徴ではなく、——の象徴にしようとする、そういう陰謀が着々と進められてゐることであります。そのために皇室の経済活動の自由を再び復活しようとする意圖をもつて、この法の改正を行つてゐるという点であります。

つまり、国民の税金から支拂われ、内廷費の中から、天皇のお楽しみという形で、各種の社会事業団体等に支出する金額の限度が従来は五百万円でありましたが、今、一挙に三百七十万円に拡大してゐることは、明らかにこれは天皇の權威を国民に植へつけようとする経済的な陰謀の一つである。そういうふうな考えざるを得ないわけでありまして。

現在国民の多数に読まれてゐる、あのマーク・ゲインの書いた「ニクソン日記」などによりまして、背広を着せ、天皇が、いかに日本の民主化を——するために外国権力の——として利用されてゐるか、これは実に明らかであります。(拍手)かような天皇のあり方というものは、日本国民に希き込むための非常に危険なあり方であるといわなければ

ならない。このような天皇の存在の仕方、国民の税金によつてさらに保護せんとするに至つては、現吉田政府の帝国政策を遺憾なく暴露してゐるものではないかと、われ／＼は国民の生命と国土の安全を防衛する立場から、断固として反対せざるを得ないのであります。(拍手)

さらにこの際つけ加えておきたいとあります。それは、この皇室経済の取扱ひ方につきましては、これが皇室の私的経済であるという名目によりまして、この天皇の経済を国民の耳目からおおつて、再び衆の上の存在にしようとする意圖が宮内庁並びに吉田自由党政府の態度にあることであります。

憲法第八條は、明白に——天皇一家の経済を国会が嚴重に監視することを命じてゐるのであります。しかも、この皇室経済法が、形式的に国会の協賛を得たという形で、實質的には国会の監督権を剥奪してゐるということは、先ほどの委員長報告を聞いてもよくわかることである。ここに、まことにやがて外国の支配者並びに国内支配階級のために軍国主義の精神的支柱を温存しようといふ——政府と——自由党の意圖が露されてゐるのであります。

それだけではありません。どうして天皇一家のため莫大な財産を独占させる必要があるのか。この皇室用財産と

官報(号外)

いうのは、政府の見積りでは二億八千万円ということになっております。これはたとえ、あの皇居の地価は、あの附近では数十万円するところが多いのでありますが、あの皇居の地価を坪百円というように見積つてゐる。それから、あの敷を造った皇居の建物は坪二千円です。これではあつたらぬ建たない。そういう安い値段に見積つてゐる。そして一億八千万円という固有財産を皇室に使用させてゐるのであります。が、しかし実際には、これは何百億円の財産になるかわからない。このような莫大な固定資産を一家で独占してゐるような財閥がほかにあるか。地主がほかにあるか。このことを考へてみただけでも、われわれは、天皇の權威を温存して、國民を——

端が、天皇の經濟の問題に現れてゐる。このような事態を一掃して、日本の眞の独立と平和と、ほんとうの民主主義を確立するためには、われわれはどつちでも断固としてこの吉田内閣内閣と、その興である自由党を頼らなければならぬ。このために、われわれとしては、国会の解散を断固として要求するものであります。以上、私の反對理由を申し述べます。(拍手)

○議長(林義朗) 六たいまの今野君の發言中不禮儀の言辭があるように思ひますから、速記録を取調べの上、適當の処置をとることといたします。これにて討論は終局いたしました。両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義朗) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(林義朗) 日曜第三は延期し、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(林義朗) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義朗) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。午後一時五十九分散会

出席國務大臣 法務総裁 木村忠太郎君
出席府委員 内閣官房長官 保利 茂君
農林政務次官 野原 正勝君
朗読を省略した報告
一、去る十二日人事院總裁淺井清君から林議長宛 一般職の職員に給與に關する法律第二條第六号及び國家公務員法第二十三條の規定に基き、一般職の職員の給與に關する法律に定める勤務地手当支給地域区分表の改正に關する意見を呈請した。
一、去る十二日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

運輸大臣官 岡本 悟
房文書課長 横野 誠亮
地方自治庁 奥野 誠亮

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛 去る十二日議長において承認した岡本悟外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十三日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
一、關東市借地借家臨時處理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律
一、去る十三日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委員 高野善一郎
公債委員 田中 義男
文部省初等中 等教育局長 田中 義男
一、吉田内閣總理大臣から林議長宛 去る十三日議長において承認した高野善一郎外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十三日吉田内閣總理大臣から次の通知を受領した。

内閣大甲第三九号
昭和二十七年二月十三日
内閣總理大臣 吉田 茂

し、別紙のとおり最高裁判所長官から昭和二十七年度裁判所管に關する歳出見積の要求については内閣の概算の決定に同意した旨通知があつたから通知する。

〔別紙〕

最高裁判所會甲第二七一号
昭和二十七年二月十一日
最高裁判所長官 田中耕太郎
大蔵大臣池田勇人殿
昭和二十七年年度裁判所所管歳出見積の要求について
昭和二十七年年度裁判所所管に關する歳出見積の要求については、内閣の概算の決定に同意したから、しかるべく取りはからひ願いたく、この旨通知する。

一、去る十四日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(建設大臣官房 會計課長事務取扱 金子 一平 振) 建設事務官
一、吉田内閣總理大臣から林議長宛 去る十四日議長において承認した金子一平を同日政府委員に任命した旨、及び同日建設大臣官房會計課長松田俊雄の政府委員を免じた通知を受領した。

昭和二十七年二月十六日 衆議院會議録第十二号 議長の報告

一、昨十五日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。 資源庁鉱山局長 松田 道夫 一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、昨十五日議長において承認した松田道夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。 一、去る十三日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。			
四	東京都第六区選出議員	八	富山 重男君
六〇	北海道第四区選出議員	九	宮崎 喜世君
六五	山口県第二区選出議員	一〇	山梨 梨子君
六六	神奈川縣第二区選出議員	一一	山梨 梨子君
九四	高田 弥市君	一二	東京都第六区選出議員
一一〇	長尾 達生君	一三	山手 満男君
一二七	高木 章君	一四	床次 徳二君
一三二	宇野秀次郎君	一七	海藤 唯七君
一五五	西村 直巳君	一八	笹山茂太郎君
一八四	神田 博君	一九	並木 芳雄君
二〇一	風間 啓吉君	二〇	有田 喜一君
二二二	衛藤 速君	二四	小松 勇次君
二七五	五島 秀次君	二五	坂口 主税君
三二九	守島 伍郎君	二九	足立 樹市君
三三三	井上 知治君	三〇	浦口 鉄男君
		三一	内藤 友明君
一、昨十五日衆議院規則第十四條但書により議長において次の通り議席を変更した。			
一	北海道第三区選出議員	三二	高倉 定助君
二	北海道第四区選出議員	三三	平川 篤雄君
三	木村 俊夫君	三四	荒木萬壽夫君
四	小林 信一君	三五	玉井 祐吉君
五	山口県第二区選出議員	三六	中野 四郎君
六	大阪府第一区選出議員	三七	世耕 弘一君
七	飯田 義成君	三八	井出 太郎君
八	小川 半次君	三九	松本 龍蔵君
九	河野 金昇君	四〇	小川 半次君
一〇	飯田 義成君	四一	河野 金昇君
一一	早稲田柳右エ門君	四二	飯田 義成君
一二	竹山祐太郎君	四三	川崎 秀二君
一三	大西 正男君	四四	森山 欽司君
一四	森山 欽司君	四五	金塚 孝君
一五	稲葉 健君	四六	増田 連也君
一六	河本 敏夫君	四七	山本 利壽君
一七	山本 利壽君	四八	藤原 三郎君
一八	藤原 三郎君	四九	藤田 義光君
一九	長谷川四郎君	五〇	林 好次君
二〇	水野彦治郎君	五一	金子與重郎君
二一	鈴木 幹雄君	五二	鈴木 幹雄君
二二	高橋清治郎君	五三	高橋清治郎君
二三	村瀬 宣親君	五四	村瀬 宣親君
二四	堀本 金一君	五五	大森 玉木君
二五	佐伯 宗義君	五六	原 勉君
二六	小林 運義君	五七	小川 直君
二七	吉川 久衛君	五八	志賀健次郎君
二八	石田 一松君	五九	早川 一松君
二九	中島 茂喜君	六〇	今井 耕君
三〇	松谷天光光君	六一	松谷天光光君
三一	中村 寅太君	六二	中村 寅太君
三二	小野 孝君	六三	吉田 安君
三三	吉田 安君	六四	福田 繁芳君
三四	北村徳太郎君	六五	河本 敏夫君
三五	河本 敏夫君	六六	木下 榮君
三六	中村 又一君	六七	中村 又一君
三七	中村 又一君	六八	菅米地義三君
三八	千賀 三郎君	六九	岡田 夢一君
三九	岡田 夢一君	七〇	笹森 順造君
四〇	笹森 順造君	七一	船田 亨二君
四一	木村小左衛門君	七二	木村小左衛門君
一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 人事委員 木村 榮君 法務委員 猪俣 浩三君 加藤 光君 外務委員 林 百郎君 水産委員 井之口政雄君 予算委員 天野 公義君 島村 一郎君 稲村 順三君 田中 角榮君 田中 角榮君 井之口政雄君 人事委員 井之口政雄君 法務委員 林 百郎君 稲村 順三君 外務委員 加藤 光君 水産委員 木村 榮君 予算委員 田中 角榮君 小淵 光平君 猪俣 浩三君 天野 公義君 一、去る十三日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。 内閣委員会 理事 大内 一郎君(理事坂田英一君去る二月二十六日委員辞任につきその補充)			

供米促進並びに重労働者に対する加配米に関する質問主意書(高田弥市君提出)
 「ソ連地区」未帰還者数に関する質問主意書(林百郎君提出)
 国鉄のサービス改善に関する質問主意書(並木芳雄君提出)
 荒川放水路上の橋の建設計画に関する質問主意書(天野公義君提出)
 東京都内江東方面の地盤沈下対策及び水防計画に関する質問主意書(天野公義君提出)
 不良住宅改良に関する質問主意書(天野公義君提出)
 東京都内足立電話局市内電話編入に関する質問主意書(天野公義君提出)